

2川健生第1336号
令和2年9月23日

川崎市葬祭場運営管理システム登録事業者 各位

川崎市健康福祉局長 宮脇 護
(公 印 省 略)

葬祭場使用料の改定について（お知らせ）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市健康福祉行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、川崎市では、施設設備の老朽化や将来的な火葬需要の増加、多様な葬儀形態に対応するため、平成24年度から計画的に「かわさき北部斎苑」の大規模改修工事を実施してまいりましたが、令和2年9月末の駐車場改良工事完了をもって施設全体の工事が完成する運びとなりました。

このことから、葬祭場使用料（火葬料、遺体保管料、休憩室使用料、斎場使用料）について、市民サービスの受益と負担の適正化を図るため「使用料・手数料の設定基準(令和元年11月改定)」に基づき見直しを行い、使用料の改定を実施することといたしました。

つきましては、令和2年10月1日以降、本市葬祭場を御利用される際には、改定後の使用料を御負担いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

記

【新料金の適用日の考え方】

①霊安室を御利用の場合は、霊安室の利用開始日により判断します。

②式場を御利用の場合は、通夜日により判断します。

③火葬のみ御利用の場合、火葬日により判断します。

①霊安室利用の場合	9月30日までに『霊安室』の利用を開始する場合は、火葬日が10月1日以降であっても全て現行料金(旧料金)の適用となります。
②式場利用の場合	9月30日の通夜にて『式場』を利用する場合は、火葬日が10月1日であっても、全て現行料金(旧料金)の適用となります。
③火葬利用の場合	10月1日の『火葬』から新料金を適用します。

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課
担当 芦川・押部・原田
電話 044-200-0457

※改定後の資料料は裏面を御覧ください。

葬祭場使用料【改定後の金額】

種 別		改 正 後		改正日	
		市内居住者	市外居住者		
火葬料	1 体	12歳以上	6,750円	60,000円	令和2年10月1日
		12歳未満	4,500円	30,000円	
		死産児	2,250円	15,000円	
遺体保管料1体1日		1,500円	4,500円		
休憩室使用料1回	50人用	6,000円	18,000円		
	25人用	3,000円	9,000円		
斎場使用料1回	南部斎苑	A(区画なし)200人用	90,000円	270,000円	
		A(区画)100人用	45,000円	135,000円	
		B(区画なし)100人用	45,000円	135,000円	
		B(区画)50人用	22,500円	67,500円	
	C 50人用	22,500円	67,500円		
	北部斎苑	A 200人用	90,000円	270,000円	
		B 100人用	45,000円	135,000円	
		C(区画なし) 50人用	22,500円	67,500円	
C(区画) 25人用		11,250円	33,750円		